

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
URL http://rokyo.net

労災保険特別加入の変更、最低賃金の改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
今回の通信では、労災保険制度の特別加入者における、給付基礎日額の範囲の変更についてお知らせ致します。また、10～11月にかけて各都道府県で最低賃金が引き上げられます。その情報も記載しておりますので、こちらも併せてご確認ください。

① 労災保険特別加入 給付基礎日額の拡大について

労災保険は、労働者の業務・通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、原則は労働者のみを対象とする制度です。但し、当労務協会のように労働保険事務組合に事務委託をした場合は、法人の役員や個人事業主も「中小事業主」として労災保険に特別加入できますし、また、建設業の一人親方なども事業主団体に加入することで労災保険制度に特別加入することができます。

この特別加入者に対する労災保険の給付額は「給付基礎日額」によって算出することになっており、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うこととなっています。

この給付基礎日額の選択範囲が、平成25年9月1日から以下のように変更されています。

- ・従来の給付基礎日額の上限は … 20,000円が最高額
- ・今回追加された日額 … 更に **22,000円、24,000円、25,000円**

を選択することができるようになりました。

※すでに特別加入している方は…

来年度(平成26年度)から変更後の給付基礎日額が選択できます。

給付基礎日額の変更は、年度末(平成26年3月18日～3月31日)、または労働保険の年度更新期間(平成26年6月1日～7月10日)に行うことができます。

なお、これから新規に加入する方は、加入時から追加された日額を選択することができます。

② 最低賃金の引き上げについて

…10月から11月にかけて、全国の都道府県で最低賃金の引き上げが行われます。

【参考：関西の変更額と変更時期】

- | | | |
|--------|--------------------------|-----------|
| ➤ 滋賀県 | … 時間額730円(平成25年10月25日から) | ※従前額は716円 |
| ➤ 京都府 | … 時間額773円(平成25年10月24日から) | ※従前額は759円 |
| ➤ 大阪府 | … 時間額819円(平成25年10月18日から) | ※従前額は800円 |
| ➤ 兵庫県 | … 時間額761円(平成25年10月19日から) | ※従前額は749円 |
| ➤ 奈良県 | … 時間額710円(平成25年10月20日から) | ※従前額は699円 |
| ➤ 和歌山県 | … 時間額701円(平成25年10月19日から) | ※従前額は690円 |

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください
「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
お申し込みは
労務協会担当者まで!